

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成17年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成17年度決算)
へき地手当	○交通条件、自然条件等に恵まれない地域の小中学校等（へき地学校等）に勤務する職員に支給。 ・給料及び扶養手当の合計額に支給割合を乗じて支給。 5級地 25% 4級地 20% 3級地 16% 2級地 12% 1級地 8% へき地に準ずる地域 4%	—	—	318,646 千円	424千円
定時制通信教育手当	○定時制教育、通信教育の業務に従事する教員等に支給。 ・給料月額の10% (管理職手当受給職員は8%)	—	—	158,566 千円	527千円
産業教育手当	○農業・工業高校の実習を伴う農業又は工業に関する科目を主として担任する教員等に対して支給。 ・給料月額の10% (定時制通信教育手当の支給を受ける者に対しては6%)	—	—	178,369 千円	526千円
義務教育等教員特別手当	○小学校、中学校又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部に勤務する教育職員に対して支給。 ・職務の級及び号給に応じて、月額5,000円～20,200円	—	—	3,387,883 千円	181千円
農林漁業普及指導手当	○普及業務に従事する普及指導員等に支給。 ・給料月額の6%	—	—	83,068 千円	472千円
宿日直手当	○宿日直勤務をした職員に支給。 ・勤務1回につき4,200円 ・入院患者の急変に対処する医師又は歯科医師：20,000円 ・その他特殊な業務：7,200円 ・恒常的な宿日直：月額21,000円	同じ	—	763,805 千円	293千円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当支給対象職員が休日等に臨時又は緊急等の必要によりやむを得ず勤務した時に支給。 ・職員区分、勤務時間に応じ4,000円～27,000円/回	同じ	—	28,923 千円	507千円
夜間勤務手当	○正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。 ・勤務1時間当たりの給与額 ×25%×時間数	同じ	—	570,334 千円	187千円
休日勤務手当	○休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。 ・勤務1時間当たりの給与額 ×135%×時間数	同じ	—	1,377,894 千円	403千円
寒冷地手当	○寒冷積雪の度合いの厳しい地域に在勤し、かつ居住する職員に対して支給。 ・世帯主である職員 扶養親族のある職員 17,800円 その他の世帯主である職員 10,200円 ・その他職員 7,360円	異なる	国の制度 指定地域に係る居住要件なし	4,106 千円	8千円

(5) 特別職の報酬等の状況（平成18年4月1日現在）

知事，副知事，出納長，県議会議員には給料，報酬，期末手当，退職手当が次のとおり支給されています。

区 分			給 料 月 額 等		
給 料	知 副 出 納	事 事 長	1,180,650円 (1,389,000円)		
		知 事 長	954,625円 (1,091,000円)		
		長 員	816,375円 (933,000円)		
報 酬	議 副 議	長 長 員	946,050円 (1,113,000円)		
		長 員	843,500円 (964,000円)		
		員	788,375円 (901,000円)		
期 末 手 当	知 副 出 納	事 事 長	(平成17年度支給割合) 3.35月分		
		長 長 員	(平成17年度支給割合) 3.35月分		
退 職 手 当	知 副 出 納	事 事 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		知 事 長	給料月額 1,389千円×在職月数×0.65	43,336,800円	任期毎
		長 員	給料月額 1,091千円×在職月数×0.47	24,612,960円	任期毎
地 域 手 当	知 副 出 納	事 事 長	給料月額 933千円×在職月数×0.34	15,226,560円	任期毎
		知 事 長	一般職の職員の例（上記4-（3））により支給		
		長 員	一般職の職員の例（上記4-（3））により支給		

(注)

- 1 給料及び報酬の（ ）内は，減額措置を行う前の金額である。
- 2 退職手当の「1期の手当額」は，4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき，1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

(6) 公営企業職員の状況

① 広島県工業用水道事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

平成17年度の決算における職員給与費の額は、約4億1,200万円で、総費用に占める割合は18.0パーセントとなっています。職員給与費には、職員に支払われた給料や手当、退職した職員に対する退職手当などのほか、地方公務員共済組合負担金や地方公務員災害補償費などが含まれています。

区分	総費用 A	実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成16年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成17年度	2,289,006	186,156	412,236	18.0	18.5

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	職・職 ・職	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
平成17年度	49	191,876	34,819	84,369	311,064	6,348	

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成18年3月31日現在の人数である。

(イ) 特記事項

現在の財政状況などから、緊急的財源対策として次の措置を行っています。

対象者	内 容	期 間
一般職の職員	給料の減額 (役職に応じ3%~7%を減じた額)	平成16年4月1日 ~平成19年3月31日
次長、室長級	管理職手当の減額 (役職に応じ3%~7%を減じた額)	平成16年4月1日 ~平成19年3月31日
勤務成績が特に良好な職員	勤務評定による特別昇給を実施しない。	平成11年4月1日 ~平成18年3月31日

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成17年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
広 島 県	40歳6月	352,044円	413,063円 (556,548円)
都道府県平均	44歳5月	387,785円	(612,467円)

(注) 1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び調整手当の合算額の平均です。

2 平均月収額には、時間外勤務手当、通勤手当等の諸手当を含むものであり、()内の金額は、期末・勤勉手当を含むものである。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

広島県		都道府県平均
1人当たり平均支給額（平成17年度）		
1,722千円		
（平成17年度支給割合）		
期末手当	勤勉手当	
3.00月分	1.45月分	
(1.60)月分	(0.75)月分	
（加算措置の状況）		
職制上の階段、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5～20%		
・管理職加算 15%		

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（平成18年4月1日現在）

広島県		都道府県平均
（支給率）	自己都合 勸奨・定年	
勤続20年	23.50月分 30.55月分	
勤続25年	33.50月分 41.34月分	
勤続35年	47.50月分 59.28月分	
最高限度額	59.28月分 59.28月分	
その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置：2%～20%加算		
早期勸奨退職特例措置：2%～30%加算		
退職時特別昇給：		
公務のための死亡又は著しい身体障害 8号		
1人当たり平均支給額	26,649千円	
	(自己都合) 182千円	
	(勸奨・定年) 29,776千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成15～17年度に退職した企業局職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当（平成18年4月1日現在）

支給実績（平成17年度決算）		5,278千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）		125,661円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
広島市	3%	35人	3%
三原市、大竹市	0%	14人	0%

(注) 「支給実績」及び「支給職員1人当たり平均支給年額」は、平成17年度における調整手当の額。

(エ) 特殊勤務手当（平成18年4月1日現在）

支給総額（平成17年度決算）		1,279千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）		38,745円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成17年度）		20.0%	
手当の種類（手当数）		11種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
高所作業手当	水道事務所に勤務する職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所での作業に従事したもの	最高 320円/日

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
深所作業手当	水道事務所に勤務する職員	水面下4メートル以上の深所又は地下4メートル以上のマンホール内において作業に従事したもの	220円/日
坑内作業手当	水道事務所に勤務する職員	トンネルの坑内において作業に従事したもの	560円/日
塩素取扱作業手当	水道事務所に勤務する職員	塩素注入装置の修繕若しくは分解の作業、塩素ポンベの取替作業又は塩素漏れの処理作業に従事したもの	290円/日
高圧電気作業手当	水道事務所に勤務する職員	高圧配電盤の高圧電磁接触器の整備作業又は戸坂取水場における11万ボルト受電所内の照明用水銀灯の取替作業に従事したもの	230円/日
取水口除塵作業手当	水道事務所に勤務する職員	洪水等による増水のため、足場の不安定な箇所において取水口スクリーンの除塵作業に従事したもの	230円/日
鋼管内塗装検査手当	工業用水道事業に従事する職員	水道布設工事現場で、塗付されたシンナー性の塗料から発生するガスにより身体に危険を生じるおそれがある鋼管内において監督又は検査に従事したもの	290円/日
道路上作業手当	工業用水道事業に従事する職員	交通をしゃ断することなく道路上で行う管路の充水作業又は排水作業に従事したもの	300円/日
有害有毒物取扱作業手当	水質管理センターに勤務する職員	毒物、劇物及び特定毒物を使用して行う検査業務に従事したもの	290円/日
用地取得等折衝業務手当	用地取得等業務に従事した職員	土地及び物件の取得、権利の取得及び消滅並びにこれらに伴う損失補償のための折衝業務又は工事の施行に伴う損失補償のための折衝業務で、現地で行うものに従事したもの	650円/日
災害応急作業等従事手当	災害発生時の応急作業等に従事した職員	河川の堤防等のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある堤防等において行う巡回監視又は応急作業等 道路のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるため道路法の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路若しくはその周辺において行う巡回監視又は応急作業等 その他公営企業部長が上記業務に相当すると認める業務	巡回監視 480円/日 (日没～日出 50/100 加算) 応急作業 730円/日 (日没～日出 50/100 加算)

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（平成 17 年度決算）	20,181 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 17 年度決算）	412 千円
支給実績（平成 16 年度決算）	26,367 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 16 年度決算）	527 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(カ) その他の手当（平成 18 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成 17 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (平成 17 年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ○扶養親族のある職員に支給。 ・配偶者 13,000 円 ・配偶者以外の扶養親族のうち 2 人 6,000 円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち 1 人 11,000 円 ・扶養親族でない配偶者がある職員の扶養親族のうち 1 人 6,500 円 ・その他 5,000 円 ・満 16 歳の年度始めから満 22 歳の年度末までの子 5,000 円加算 	同じ	—	7,746 千円	258 千円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ○月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員。 (1) 家賃 23,000 円以下の場合 家賃の月額 - 12,000 円 (2) 家賃 23,000 円を超える場合 11,000 円 + (家賃の月額 - 23,000 円) × 1/2 (最高限度額 27,000 円) ○単身赴任手当を支給されている職員で、留守家族の家賃を負担している者。 ・上記により算出した額の 1/2 (最高 13,500 円) ○自宅居住者 3,300 円 	同じ	—	2,396 千円	96 千円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ○通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を利用している職員に支給。 ・交通機関 58,000 円 + 58,000 円を 超える額 × 1/2 ・交通用具 自動車 通勤距離に応じ 2,000 円 ~ 55,600 円 自転車等 通勤距離に応じ 2,000 円 ~ 13,000 円 	同じ	—	10,963 千円	244 千円
単身赴任手当	<ul style="list-style-type: none"> ○人事異動によりやむを得ず単身赴任をする職員に支給。 ・基本額 23,000 円 ・職員の住居と配偶者の住居との交通距離区分に応じ 6,000 円 ~ 45,000 円の加算 (最高 68,000 円) 	同じ	—	0 千円	0 千円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成17年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成17年度決算)
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職のうち、その特殊性に基づき指定された職にある者に支給。 ・職区分に応じ、 給料月額×12%～20% (例) 本庁の次長 20% 本庁の室長 12%～16% 地方機関の所長 12%～16%	同じ	—	1,802千円	901千円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当支給対象職員が休日等に臨時又は緊急等の必要によりやむを得ず勤務したときに支給。 ・職員区分、勤務時間に応じ 6,000円～15,000円/回	同じ	—	30千円	30千円

② 土地造成事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

平成17年度の決算における職員給与費の額は、約2億1,400万円で、総費用に占める割合は1.8パーセントとなっています。職員給与費には、職員に支払われた給料や手当、退職した職員に対する退職手当などのほか、地方公務員共済組合負担金や地方公務員災害補償費などが含まれています。

区分	総費用 A	実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 平成16年度の総費用に占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成17年度	11,799,472	△1,954,409	213,995	1.8	2.5

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	黙・職給	計 B		
平成17年度	人 23	千円 91,457	千円 22,174	千円 39,589	千円 153,220	千円 6,662	

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成18年3月31日現在の人数である。

(イ) 特記事項

現在の財政状況などから、緊急的財源対策として次の措置を行っています。

対象者	内 容	期 間
一般職の職員	給料の減額 (役職に応じ3%～7%を減じた額)	平成16年4月1日 ～平成19年3月31日
次長、室長級	管理職手当の減額 (役職に応じ3%～7%を減じた額)	平成16年4月1日 ～平成19年3月31日
勤務成績が特に良好な職員	勤務評定による特別昇給を実施しない。	平成11年4月1日 ～平成18年3月31日

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成17年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
広島県	41歳0月	359,847円	433,059円 (576,498円)
都道府県平均	45歳7月	420,794円	(659,145円)

(注) 1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び調整手当の合算額の平均です。

2 平均月収額には、時間外勤務手当、通勤手当等の諸手当を含むものであり、()内の金額は、期末・勤勉手当を含むものである。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

広島県	都道府県平均
1人当たり平均支給額（平成17年度） 1,721千円	
(平成17年度支給割合) 期末手当 3.00月分 (1.60)月分 勤勉手当 1.45月分 (0.75)月分	
(加算措置の状況) 職制上の階段、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（平成18年4月1日現在）

広島県	都道府県平均
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分	勸奨・定年 30.55月分 41.34月分 59.28月分 59.28月分
その他の加算措置 定年前早期退職特別措置：2%~20%加算 早期勸奨退職特例措置：2%~30%加算 退職時特別昇給： 公務のための死亡又は著しい身体障害 8号	
1人当たり平均支給額 (自己都合) 182千円 (勸奨・定年) 29,776千円	26,649千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成15~17年度に退職した企業局職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当（平成18年4月1日現在）

支給実績（平成17年度決算）		2,903千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）		126,202円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
広島市	3%	20人	3%

(注) 「支給実績」及び「支給職員1人当たり平均支給年額」は、平成17年度における調整手当の額。

(エ) 特殊勤務手当 (平成 18 年 4 月 1 日現在)

支給総額 (平成 17 年度決算)		0 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 17 年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成 17 年度)		0%	
手当の種類 (手当数)		2 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
用地取得等折衝業務手当	用地取得等業務に従事した職員	土地及び物件の取得、権利の取得及び消滅並びにこれらに伴う損失補償のための折衝業務又は工事の施行に伴う損失補償のための折衝業務で現地で行うものに従事したもの	650 円/日
災害応急作業等従事手当	災害発生時の応急作業等に従事した職員	河川の堤防等のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある堤防等において行う巡回監視又は応急作業等 道路のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるため道路法の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路若しくはその周辺において行う巡回監視又は応急作業等 その他公営企業部長が上記業務に相当すると認める業務	巡回監視 480 円/日 (日没～日出 50/100 加算) 応急作業 730 円/日 (日没～日出 50/100 加算)

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (平成 17 年度決算)	14,532 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 17 年度決算)	632 千円
支給実績 (平成 16 年度決算)	14,832 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 16 年度決算)	674 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(カ) その他の手当 (平成 18 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成 17 年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 17 年度決算)
扶養手当	○扶養親族のある職員に支給。 ・配偶者 13,000 円 ・配偶者以外の扶養親族のうち 2 人 6,000 円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち 1 人 11,000 円 ・扶養親族でない配偶者がある職員の扶養親族のうち 1 人 6,500 円 ・その他 5,000 円 ・満 16 歳の年度始めから満 22 歳の年度末までの子 5,000 円加算	同じ	—	2,646 千円	265 千円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成17年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成17年度決算)
住居手当	○月額12,000円を超える家賃を支払っている職員。 (1) 家賃23,000円以下の場合 家賃の月額-12,000円 (2) 家賃23,000円を超える場合 11,000円+(家賃の月額-23,000円)×1/2 (最高限度額27,000円)	同じ	—	2,245千円	160千円
	○単身赴任手当を支給されている職員で、留守家族の家賃を負担している者。 ・上記により算出した額の1/2 (最高13,500円)				
	○自宅居住者 3,300円				
通勤手当	○通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を利用している職員に支給。 ・交通機関 58,000円+58,000円を 超える額×1/2 ・交通用具 自動車 通勤距離に応じ 2,000円~55,600円 自転車等 通勤距離に応じ 2,000円~13,000円	同じ	—	2,719千円	129千円
単身赴任手当	○人事異動によりやむを得ず単身赴任をする職員に支給。 ・基本額 23,000円 ・職員の住居と配偶者の住居との交通距離区分に応じ 6,000円~45,000円の加算 (最高68,000円)	同じ	—	0千円	0千円
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職のうち、その特殊性に基づき指定された職にある者に支給。 ・職区分に応じ、 給料月額×12%~20% (例) 本庁の次長 20% 本庁の室長 12%~16% 地方機関の所長 12%~16%	同じ	—	2,656千円	885千円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当支給対象職員が休日等に臨時又は緊急等の必要によりやむを得ず勤務したときに支給。 ・職員区分、勤務時間に応じ 6,000円~15,000円/回	同じ	—	21千円	11千円